

ワンルーム指導要綱の面積が変わります

現行

指導要綱で示す

ワンルームの面積の定義

住戸1戸当たりの床面積

①原則 30 m²以下

②最低床面積の基準
18 m²以上

改正後

ここが変わる！！

住戸1戸当たりの床面積

①原則 40 m²以下

②最低床面積の基準
原則 25 m²以上

※ワンルームとは、主として1の居室で構成され、その床面積（ベランダ、バルコニー、パイプスペース等の面積は除く。）を指導要綱で示しております。本改正は指導要綱に示めている面積を改正するものです。指導要綱の詳細については、「草津市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱」をご確認ください。

※本改正は令和7年4月1日であり、改正日以降に提出されるものが対象です。

新旧対照表

改正後	改正前
第1条 《省略》	第1条 《省略》
第2条 《省略》	第2条 《省略》
(1) 《省略》	(1) 《省略》
(2) ワンルーム形式の住戸 主として1の居室で構成され、専用床面積（ベランダ、バルコニー、パイプスペース等の面積は除く。）が原則 <u>40</u> 平方メートル以下の住戸をいう。	(2) ワンルーム形式の住戸 主として1の居室で構成され、専用床面積（ベランダ、バルコニー、パイプスペース等の面積は除く。）が原則 <u>30</u> 平方メートル以下の住戸をいう。
2 《省略》	2 《省略》
第3条 《省略》	第3条 《省略》
第4条 建築主等は、ワンルーム形式集合住宅の建築については、次に掲げるところにより行うものとする。	第4条 建築主等は、ワンルーム形式集合住宅の建築については、次に掲げるところにより行うものとする。
(1) ワンルーム形式集合住宅の住戸の床面積を1戸あたり <u>原則25</u> 平方メートル以上とすること。	(1) ワンルーム形式集合住宅の住戸の床面積を1戸あたり <u>18</u> 平方メートル以上とすること。
(2)～(4)《省略》	(2)～(4)《省略》
第5条～第6条《省略》	第5条～第6条《省略》